

# 日本の宗教教団と経済活動

中野 毅



## はじめに

日本の宗教と経済との関係を研究する場合、さまざまな視点からの分析が必要であることはいうまでもない。

日本の経済発展を支えた労働者や従業員の勤労倫理に及ぼした宗教の影響、また、具体的な日本企業が行う宗教活動やそれが有する宗教的施設などと企業活動との関連などについては、島薗・石井両氏の所論において検討されているが、これらの研究は日本の経済一般や企業活動を中心として論じたものである。他方、日本の宗教団体

を中心として、宗教団体が行う経済活動の特徴と、宗教活動との相関関係等についての研究、また、宗教団体の経済活動と日本社会の経済活動との相互作用、影響関係についての研究も必要であろう。

前者の場合の問題は、宗教行為の経済的価値の算定が一般的な経済学の原則からは導き出しにくい要素が多いという点にある。従つて例えば、一つの教団の予算・決算についても、その財政規模が教団の活動や規模に見合っているか、不釣り合いであるか等という判断も、一概にはくだせない。また最近話題になつてゐる葬送儀礼の値段、つまり葬儀料、戒名の値段、塔婆供養料なども、その料金の合理的基準はほとんどないに等しい。そのため法外な料金を要求する僧侶や業者が現れたりもするのである。しかし、値段が高いとか安いという判断は、宗教的行為そのものの価値ではなく、世間一般の基準からみての判断にすぎない。

本来は死者供養という宗教儀礼であつたものが、料金との関係で社会問題化している要因の一つは、そうした儀礼執行が宗教団体の財源確保と絡んでいるからである。この宗教団体による財源確保の手段も、宗教的行为の価値との相関関係がつきまとひ、簡単には把握できにくく、宗教団体自身の多様性と同様に多様である。例え

ば、多くの伝統的仏教教団の収入源の一つは、いま述べた葬送儀礼の料金である。しかし、戦後活発に活動を開いた新宗教教団は信徒中心の教団であることが多く、伝統教団が聖職者を中心の位階制的構造を有していたのに對し、ある種の自發的結社（Voluntary Association）である。

教団構造のこのような相違は、これらの教団の財政的基盤にも反映し、伝統教団の主たる収入源が葬送儀礼等の儀礼執行に対する「供養」と称する料金の徴収であったに対し、新宗教教団の場合は、会員による手弁当的な奉仕から出発し、「会費」または「喜捨」「寄付」へと発展したもののが基本収入である場合が多いといえる。このような財源確保の方法の相違と宗教活動の性格や教団構造の相違との關係をもとにした類型化の作業も必要であろう。

比較的把握しやすい宗教団体の経済行為は、宗教団体が行つてゐる「事業」である。「事業」の定義については次項で述べるが、教団の信徒あるいは教団外の一般人を相手とし、教団の宗教活動と異なる各種の事業は、後

述するように収益事業からの利益については課税される

ことと/orして、収支決算の方法や経理の処理にしても

一般的な手法で行われてゐることが多い。また、なによりも制約が増えた戦後の宗教行政の中で、現在の文化庁宗務課が比較的大幅な調査を行つてみたいと/orして、その概要について把握可能である」とによる。この調査の諸結果を当面の手がかりにして、日本の諸宗教団体の経済的活動に接近していくことが可能である。

本稿は、一九九一年八月にアイルランドの首都ダブリンド行われた第二十一回国際宗教社会学会において、日本宗教団体による経済活動の概要を紹介し、総合テーマである「宗教と経済秩序」の問題に、何らかの貢献をなそうとする意図のもとにかかれたものである。その趣旨からいっても、宗務課の調査それ自体を紹介する意義も含めて、その調査結果をやや強引に整理しながら、わが国の宗教団体がいかなる事業を行つてゐるか、また、それらの事業が宗教活動といかなる関係性にあるのか、また社会の変化に伴つて事業内容は変化してゐるかなど何か等の問題について検討してみたい。

#### 【宗務課の事業調査の概要】

この紹介する統計データは、文部省文化庁宗務課において一九六五年以来三回にわたつて行われた「宗教法人の事業に関する調査」結果の一部である。日本の宗教団体は「宗教法人法」によって「宗教法人」となることができ、また一般の「民法」によって「社団法人」となることもある。後者の例もしくは存在するが、大半は宗教法人となっており、その数は現在十八万を越えており、宗教団体の約八割が法人となってゐる（一九八八年十一月三十一日現在。表1参照）。

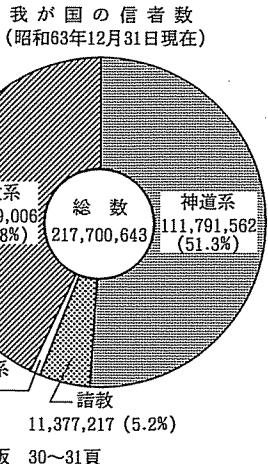
この宗教法人のうち、包括宗教法人の所轄官庁が文化庁宗務課である。第一次大戦後の政教分離体制の確立に伴つて、国家機関による宗教団体への監督統制や保護育成の機能は廃止され、戦後の宗務課の主たる業務は、宗教に関する情報の収集と提供、宗教団体への事務連絡、宗教法人に関する法令の所管および認証事務を行つてゐる。これらの所掌事務の「宗教に関する情報の収集と提供」に関連する業務として、上記の「事業等に関する調

表1：系統別宗教法人数・教師数・信者数

1970年

宗教団体(法人および非法人)		宗教法人			教師			信者数		
神社	寺院	教会	布教所	その他	計	男	女	計	信者数	
系統	総数	81,517	77,279	33,970	30,723	6,639	230,128	81,396	75,783	25,189
神道系	79,473	73,974	33,386	47,400	234,233	79,400	73,022	23,713	155	176,290
神道系	79,467	1	7,561	5,219	92,248	79,397	...	4,309	27	83,733
仏教系	6	73,973	4,092	15,708	93,779	3	73,022	1,897	109	75,031
キリスト教系	...	...	4,812	1,586	6,378	...	...	2,312	19	2,331
カトリック	...	...	1,498	296	1,794	...	...	208	...	208
プロテスタン	...	...	3,314	1,270	4,584	...	...	2,104	19	2,123
諸教派	...	...	16,921	24,907	41,828	...	...	15,195	...	15,195
1988年	神社	寺院	教会	布教所	その他	計	男	女	計	信者数
系統	総数	81,517	77,279	33,970	30,723	6,639	230,128	81,396	75,783	25,189
神道系	81,488	1	6,889	2,107	575	90,860	81,377	1	4,151	108
仏教系	9	77,253	3,154	3,445	4,244	88,105	5	75,757	1,548	50
キリスト教系	-	-	6,164	1,723	1,083	8,970	-	-	3,575	51
諸教派	20	25	17,963	23,448	737	42,193	14	25	15,895	26

(注) 教師中( )の数は、外国人教師・宣教師で全教師数の内数である。教師総数欄及び仏教系欄において男女別数と合計との間に差を生じるのは、西洞宗教師男女別統計が不明なため、男女別欄から西洞宗教師総数16,970が除外かれていることによる。



「査」が行われたものであり、第一回調査は一九六五（昭和四十）年から一九六九年にかけての四年間に、第二回は一九七二（昭和四十七）年から一九七五年に、第三回は一九七九（昭和五十四）年から一九八一年にかけて行われた。

これらの調査の結果は、単独あるいは宗務課の定期刊行物「宗務時報」の報告論文として一般の利用に供されており、本稿で参照したものは以下の通りである。

- ①「宗教法人の行なう事業調査総合報告書」文化庁文化部宗務課編、昭和四十五年三月発刊（国会図書館所蔵）。
- ②「宗教法人等の行なう事業調査報告」「宗務時報」No.38、昭和五十二年三月、六二一～八一頁。
- ③「宗教法人の法人活動実態調査報告」同前、八二一～九三頁。
- ④「宗務課調査報告（事業・法人活動）への感想」「宗務時報」No.39、昭和五十二年七月、五六一～六二頁。
- ⑤「昭和五十四年度宗教法人の組織・事業等に関する調査について—書面調査結果の概要」「宗務時報」No.52、昭和五十五年十一月、九〇一～一六九頁。

⑥（上記調査について、洗建、森岡清美、安武敏夫各氏による専門的分析）『宗務時報』No.54、昭和五十六年三月。

⑦「宗教法人の組織・運営に関する調査報告書」昭和五十七年十月。

⑧「宗教法人の行なう事業の概要」『宗務時報』No.67、昭和五十九年七月、一八一～四六頁。

以下、これらの調査の諸結果をもとに、日本の宗教団体の事業の内容、特徴について検討していきたい。

### 「事業」について

ところで、いじりで書いたところの「事業」とはいかなるものをさすかを、明確にしておく必要があろう。現行の宗教法人法第六条には、宗教法人が行なうことができる事業について、次のように規定している。

第六条（公益事業その他の事業） 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

一 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、

ともに一般に非営利公益団体とみなされており、法人税法上は「公益法人」として、収益事業以外の所得には法人税は課せられず、収益事業から生じた利益への税率も普通法人より低く設定されている。また、所得税法上も「公共法人等」として非課税であり、土地や建物などの不動産や固定資産の取得に関する諸税も、それらがその宗教法人の宗教の用に供するものである限り、非課税となるなど、税法上も優遇されている。

以上のような、宗教法人が直接行なう事業に加えて、宗教法人の中には、例えば学校法人、社会福祉法人等の別

組織の事業体を設けて活動を行つたり、また宗教法人が独自で行える収益事業についても株式会社等の別組織として営む法人も見られる。これらを前者の直接事業に対して、関連事業と称し、宗務課の調査では両者を広く把握するよう計画されている。本稿では、主として宗教法人が直接行っている事業（表2においては、この種の事業を法人事業と称している）を中心に検討していく。

#### 宗教法人の行う事業の基本的特徴

これらの諸調査の結果に表れた日本の宗教団体の事業の概要、特徴は、以下のようにまとめることができる。

一、まず、それぞれの調査において、なんらかの事業を行っている宗教法人の割合がどの位であったか、また宗務課の統計においては通常、諸宗教は神道系、仏教系、キリスト教系、諸教に系統別されるが、その回答が、宗教団体の系統によってどの位の差異があるかである（表2）。これを見ると、まず、系統別ではキリスト教系の宗教法人がもっとも高い割合で事業を行っていることが分かる。次いで多いのが単立系であり、仏教系がそれに

続く。

また、一九六五年度調査と七九年度調査を比較すると、事業を行う宗教法人が少しずつ減少している傾向が見られる。一九七二年度調査は、注に記したように、母集団の取り方が異なるため、実施率が高く現れていて比較できない。但し厳密に言えば、第一回と第三回の調査も母集団からのサンプルの抽出方法が異なるため、印象的な傾向としか言えないが、減少してきている観は否定できない。その原因と考えられているのは、幼稚園や社会福祉事業の別法人化（関連事業への転換）が進んでいたことと、第一回調査と第三回調査の間に、宗教法人関係者に「事業」に対する意識が整理されてきたことなどが挙げられている。確かに、第一回調査の内容を検討してみると、事業と称するには余りにも「習い事」的なものまで含まれていることが分かる。また、法人の事業と個人の事業との分別が極めて曖昧であることが、キリスト教系以外の法人に見られると指摘されている。<sup>(1)</sup>

しかしそのほかに、この期間における日本社会の変動との関連で考えてみる必要もありそうである。この問題

についての本格的な検討は未だなされていないが、第二回調査の分析の中で地域差との関連が論及されており、

それによると収益事業を行う法人の割合は、大都市に向かうほど高くなつておらず、公益事業を行う法人の割合も収益事業ほどではないが、大都市へ向かうほど高くなっている。また、神社および仏教系の宗教法人は、その規模が大きいほど事業の実施率が高くなっている。<sup>(2)</sup>このようないい傾向から推定すると、事業を行い得る能力・規模を有している法人が、事業を行つて意味のある、つまり宗教的目的か、もしくは財源の確保であるかを問わず有効な地域で行うものへと限定されてきているのではないかと考えられるのである。この点についての実証的研究は、今後の課題の一つであろう。

二、実際にどのようなタイプの事業が、どの程度行われていたかを知るために、一九六五年の第一回調査が、詳細な報告書を作成しているので、把握しやすい。表3と図1が、そのまとめの一例である。またここでは、事業を行っている宗教法人が事業の目的をどのように考え

表2：事業を行う宗教法人数の変遷【系統別事業実施率】

全 体	回答法人数／調査数	1965年		1972年		1979年	
		法人事業従事法人数 <sup>#1</sup>	61.0%	3,306/3,679	89.9%	6,801/8,799	77.3%
神 道 系	回答法人数／調査数 法人事業従事法人数 関連事業従事法人数 事業総数	2,758/18,108 485/18,108 5,142	15.2 2.7	736/3,679 267/3,679 1,246 *3	20.0 7.3	900/8,799 1,060	10.2
佛 教 系	回答法人数／調査数 法人事業従事法人数 関連事業従事法人数 事業総数	6,050/9,893 639/9,893 104/9,893 1,075	61.2 6.5 1.1	704/845 124/845 13/845 165	83.3 14.7 1.5	1,977/2,715 108/2,715 115	72.8 4.0
キリスト教 系	回答法人数／調査数 法人事業従事法人数 関連事業従事法人数 事業総数	4,505/7,593 1,888/7,593 323/7,593 3,640	59.3 24.9 4.3	2,210/2,410 465/2,210 208/2,210 835	91.7 21.0 9.4	1,715/2,391 192/2,391 234	71.7 8.0
諸 教	回答法人数／調査数 法人事業従事法人数 関連事業従事法人数 事業総数	391/483 211/483 54/483 375	81.0 43.7 11.2	240/257 136/240 38/240 226	93.1 56.7 15.8	1,213/1,437 139/1,437 509	84.4 30.5
單 立	回答法人数／調査数 法人事業従事法人数 関連事業従事法人数 事業総数	100/139 20/139 4/139 52	71.9 14.4 2.9	152/167 11/152 8/152 20	91.0 7.2 5.3	935/1,063 14/1,063 14	88.0 1.3

\*1 法人事業とは、宗教法人が直接行っている事業のこと。この項に表記された数値は、その事業を行っている宗教法人の数である。

\*2 関連事業とは、当該宗教法人が別の法人を設立しながら行う事業である。

\*3 1972年度の調査は、1965年度の調査において「事業あり」と回答した3,512法人を中心とする。3,679法人を対象にして実施されたため、事業の実施率が高く現れている。「宗教時報」No.38、昭和52年3月号、62頁参照。

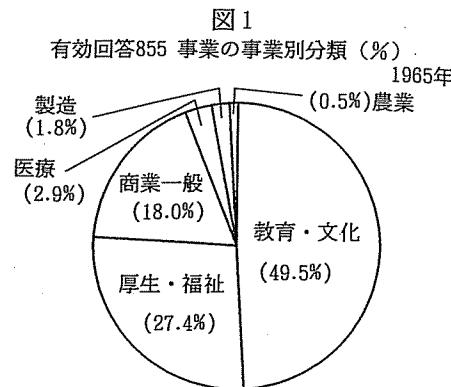
\*4 1965年度の調査統計においては、単立法人の調査結果が各系統別に表記されている。従って、この年度の系統別統計の数値は、各系統に含まれる単立法人の分も含まれている。

表3：事業別分類および目的別事業数

1965年

	① 布の 教 ・た 教 化め	② 宗涵 教 養の 情た 操め	③ 社公 会益 福の 祉た ・め	④ 法営 人に の資 維す 持る ・た 経め	⑤ 教能な 目 育の 、習事 業の 教得 養、本 治來 技療の め	合 計	
教育文化関係	幼稚園	20	2	3		51 131 (15.3)	
	音楽舞踊塾	5		1		14 23 (2.7)	
	茶華書道塾	19	7	5	1	17 94 (11.0)	
	学習塾	3	1	3	1	21 46 (5.4)	
	小計	79 (18.7)	19 (4.5)	27 (6.4)	3 (0.7)	184 (31.7) 423 (49.5) (100.0)	
厚生社会福祉関係	保育所	12	4	23		30 99 (11.6)	
	靈園	6		2		9 26 (3.0)	
	結婚式場	14	2	6	3	5 55 (6.4)	
	信者宿泊施設	13	1			4 22 (2.6)	
	小計	49 (11.6)	8 (1.9)	42 (9.9)	3 (1.3)	54 (12.8) 234 (27.4) (100.0)	
医学関係(計)		3 (12.0)			3 (12.0)	11 (44.0) 25 (2.9) (100.0)	
製造販売関係(計)		5 (3.3)		1 (6.6)	2 (13.3)		15 (1.8) (100.0)
商業一般	貸家貸地貸間	5		10	57		108 (12.6)
	駐車場			6	11		23 (2.7)
	小計	12 (7.8)		17 (11.0)	79 (51.3)		154 (18.0) (100.0)
農林水産関係(計)							
全事業							
148 (17.3) 27 (3.2) 87 (10.2) 93 (10.9) 199 (23.3) 855 (100.0) (100.0)							

(注) ( ) 内は、それぞれの分類の合計を100とした百分率  
文中掲『宗教法人の行う事業調査総合報告書』昭和45年、26頁。



ついての有効回答数が、八五五である。

これによると幼稚園や、芸術や技能を教えるさまざまな塾・学校といった教育・文化事業が第一位であり、次いで厚生・社会福祉事業が多い。また事業の目的との関連で検討すると、この二種類の事業はそれ自体が公共的性格が強いものであるが、実施している法人自体はそれらの事業の主要目的を、まず第一に事業そのものためであり、次いでそれらを通じて布教すること、さらに社会福祉・公益のためと考えていた。他方、宗教法人の財源確保のための商業活動は、全体の二割弱であった。

この時期には、宗教団体の行う事業は、何らかの文化的

または公共的目的のために行うのであるという認識が強かつたことをうかがわせる。この傾向が、どのように変化してきたかが、次の問題である。

人 자체が現在行っていると報告された事業を対象として、その中から本来の宗教活動と認められるものや法人役員の個人的事業とみなすべきものなどを除外した二二六二の統計は、一九六五年度調査の第二次調査結果を表にしたものである。第二次調査は、第一次調査の回答において法事務、一六四二法人が調査対象となつた。その事業数に

三、表4と表5によって、それぞれの宗教系統によつてどのような種類の事業が主として行われているか、また調査時期ごとに主要な事業に変化がみられるかを窺うことができる。基本的な傾向として言えることは、神道

系と仏教系の宗教法人では、貸地貸家や駐車場などのような不動産を活用する収益的な事業が、第一回目の調査の段階から上位を占めている。それとは対照的に、キリスト教系の宗教法人では、幼稚園や保育園などのような教育や社会福祉事業が一貫して、かつ圧倒的に多く行われていることである。<sup>(3)</sup> キリスト教においては、直接間接

に宗教的意義を持つ活動に明白に努力を傾注していることが分かる。加えて、神道系独特の事業として結婚式場があり、さらに、仏教系では児童教育や保育事業を行う率が比較的多いことが分かる。

日本社会の変化との関連を表現している点で興味深いことは、一九六五年にはまだ神道系や仏教系の宗教法人も習い事のような技芸教授活動が上位を占めており、宗教界全体が文化教育、厚生福祉事業に熱心に取り組んでいたかのような印象を受ける。その上で、それぞれの宗教の特徴を生かした、結婚式、茶華書道塾、語学塾などを実施していたと言える。ところが七〇年代に入ると、神道系・仏教系の法人は不動産関係事業に圧倒的に参与していくことが読み取れる。この傾向が特に顕著な

は、大都市にある大規模な宗教法人であった。<sup>(4)</sup>

四、表6、図2と表7は、それら不動産利用関係事業と、キリスト教系が圧倒的に多く実施している幼児教育・保育関係事業がいつ開始されたかを示すものである。

表6と図2を見ると、貸地、駐車場などの不動産利用関係事業に極めて興味深い事実が明らかになる。表5によつて、神道系と仏教系の宗教法人にこの種の事業に従事する傾向が強いことは既に述べたが、これらの事業数は、神道系と仏教系の宗教法人において、一九六〇年代から七〇年代にかけて急速に増大した。さらに、六〇年代末からは貸家に替わって駐車場が急激に増えている。この現象も、地価高騰によつて投資額が少なくとも収入の多い駐車場経営に宗教団体も乗り出していったことを示している。

表7にみられるもつとも興味深い特徴の一つは、幼児教育保育関係事業が神道・仏教系を含む多くの法人で第二次大戦終了後に大々的に開始されたことである。この

表4：宗教系統別事業数  
1965年

系統 タイプ	神道系	仏教系	キリスト教系	計
幼稚園	4 (2.6)	38 (7.0)	①89 (55.6)	131 (15.3)
音楽・舞踊塾	2 (1.3)	14 (2.6)	③7 (4.4)	23 (2.7)
茶道・華道・書道塾	③9 (5.9)	①82 (15.2)	3 (1.9)	94 (11.0)
学習塾	4 (2.6)	39 (7.2)	3 (1.9)	46 (5.4)
保育所	8 (5.2)	③72 (13.3)	②19 (11.9)	99 (11.6)
靈園	1 (0.6)	24 (4.4)	1 (0.6)	26 (3.0)
結婚式場	①44 (28.8)	8 (1.5)	3 (1.9)	55 (6.4)
信者宿泊施設	8 (5.2)	13 (2.4)	1 (0.6)	22 (2.6)
貸家・貸地等	②29 (19.0)	②78 (14.4)	1 (0.6)	108 (12.6)
駐車場	4 (2.6)	19 (3.5)	-	23 (2.7)
計	153 (100.0)	510 (100.0)	160 (100.0)	855 (100.0)

文中掲①『総合報告書』22頁

表5：系統別主要事業のベスト3

	順位	1965年		1972年		1979年	
		事業	割合	事業	割合	事業	割合
神道系	1	結婚式場	28.8%	貸地		貸地・貸家等	40.9%
	2	貸地・貸家等	19.0	結婚式場		結婚式場	18.3
	3	茶華書道塾	5.9	駐車場		駐車場	13.9
仏教系	1	茶華書道塾	15.2	貸地		貸地・貸家等	41.0
	2	貸地・貸家等	14.4	駐車場		幼稚園・保育所	17.9
	3	保育所	13.3	貸間		駐車場	7.5
キリスト教系	1	幼稚園	55.6	幼稚園		幼稚園	58.7
	2	保育所	11.9	保育所		保育所	15.1
	3	語学塾	5.6	塾		貸地・貸家等	5.9
旧教系	1	幼稚園・保育所	79.5			幼稚園・保育所	44.3
	2	病院	5.1			貸地・貸家等	21.0
	3	語学塾	5.1			技芸教授	9.1
新教系	1	幼稚園・保育所	82.6			幼稚園・保育所	87.4
	2	技芸教授	11.6			貸地・貸家等	6.9
	3	語学塾	5.8			技芸教授	1.5

文中掲①『総合報告書』、②『宗教時報』No.38、③同No.67の諸報告に記載されている統計表を筆者が一覧にしたもの。

図2：佛教系で不動産利用関係事業の開始年代

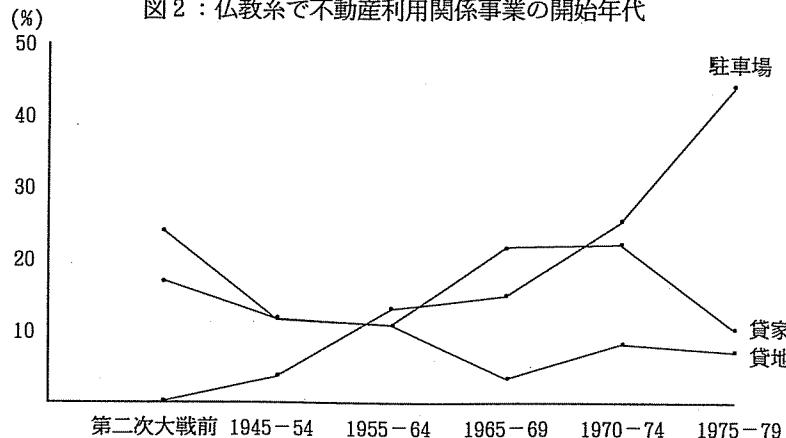


表6：不動産利用関係事業の開始時期

	神社神道	教派神道	仏教	カトリック	プロテスタント	その他
明治以前	1.9%		2.2%			
大正年間			2.2			
1926-34	1.9	5.6%	15.6	5.4%		
1935-45	5.7		8.9			
1946-54	15.1		8.2		8.7%	14.3%
1955-64	5.7	11.1	11.9	13.5		28.6
1965-69	17.0	33.3	8.2	10.8	13.0	28.6
1970-74	18.9	27.8	16.3	27.0	34.8	14.3
1975-81	28.3	22.2	17.8	18.9	34.8	14.3
無回答	5.7		8.9	24.3	8.7	
数	53	18	135	37	23	7

表7：幼稚教育・保育関係事業の開始時期

系統 時期	神社系	教派系	佛教系	旧教系	新教系	その他
-1911 明治					3.1%	
1912-25 大正			5.0%		10.6	25.0%
1926-34 昭和				1.3%	6.2	
1935-45			2.5		6.5	
1946-54	40.0%	100.0	62.5	41.0	41.1	25.0
1955-64	20.0		20.0	37.2	17.8	
1965-69	20.0			3.9	5.8	
1970-74	20.0		7.5	3.9	3.8	50.0
1975-81				7.7	2.7	
無回答				5.1	2.4	
数	5	2	40	78	292	4

※) 表6・表7・図2は「宗教法人の行う事業の概要」『宗教時報』No.67, 42~43頁の表を活用した。

ことは、日本の宗教団体の多くが民主主義的的理念を広めることに結びついた事業を行うことで、戦後に生き残る道を模索していったかのような印象すら与える。そうした努力の歴史的意義を理解するためには、太平洋戦争前と戦時中、キリスト教を含む日本の諸宗教が、天皇制のイデオロギーと国家の政策に妥協しつつ適応しようとして、国民のあいだに愛国主義を高めようと努力したことと思い起こすべきであろう。

表7にみられるもう一つの特徴は、プロテスタントの教会の三〇%が、戦前から教育事業をはじめていたことである。それはまた、キリスト教においては、教育事業の目的が宗教的目的と密接に結びついていたことを示すものである。

以上の諸点から言えることは、「神道・仏教系においては、不動産の運用による収益を目的として、宗教法人と事業体が一体となっている事業が多いのに比べ、キリスト教系においては事業の実施それ 자체を目的として、事業体の自律性の高い事業が多い」との、第二回調査のまとめに集約されそうである。

## まとめ

以上述べてきた宗教法人による諸事業の特徴や傾向から、次なことが言えるであろう。まず第一に、宗教法人が行う主な事業の変化は、明らかに、日本の社会的・経済的状況の変化によって影響されている。その変化とは、戦後直後における新たな教育の必要性や、一九六〇、七〇年代におけるとくに都市部の住宅不足、また、七〇年代後半から八〇年代にかけての地価の急上昇などである。

第二に、事業に携わる宗教法人の数は、しだいに減少していく傾向を示している。その原因と考えられる調査実施上の要因については、既に述べた。顕著な現象は、大都市の大規模な宗教法人に事業が集中し始めていることであり、これは農村部で事業を行うメリットがなくなつていていることを示している。さらに、効果的な事業を行なう宗教団体あるいは宗教法人が、都市部に比較的大きな土地を所有している比較的大きな宗教組織に限定されてきてることも示しているのである。

「宗教活動」を補完したり、公共的な目的への貢献という意図から行われる事業から、実利的で効果的に収入を獲得できる事業へと変化していることを示していると言えよう。また他方で、活動的な宗教団体自体の数が減少している事実も反映しているのである。

第三に、神道系と仏教系の宗教法人にとくに注目してみると、そこに見られる不動産事業の発展は、その宗教法人が所有し信仰のための聖地であつた土地が、収入源として、財源確保のような世俗的目的のために利用されはじめたことを意味している。これは、宗教それ自身の世俗化であるといえよう。

島薗氏と石井氏の報告にあるように、企業や経済活動の中に宗教的因素が強くみられたり、宗教との関連が一部にせよ増えていた事実とを考え合わせると、次のことが言えるであろう。すなわち、現代の日本社会においては、宗教意識と聖性が、宗教団体（とくに伝統的宗教団体）外の本来は世俗的な領域で増大している一方で、宗教団体内においては、それらが衰退しているのであると。換

言すれば、われわれは、日本において「宗教の衰退と社会の聖化」が進展していると言つてができるのではないか。

### 註

- (1) 「宗教法人の行う事業の概要」『宗務時報』No.67、昭和五十九年七月、一二二頁。『宗教法人の行なう事業調査総合報告書』文化庁文化部宗務課編、昭和四十五年三月、一〇〇頁。
- (2) 前掲「宗教法人の行う事業の概要」一二三—一二三三頁。
- (3) 「宗教法人等の行う事業調査報告」『宗務時報』No.38、昭和五十二年三月、六七頁。前掲「宗教法人の行う事業の概要」三六頁、参照。
- (4) 同前、三七—四〇頁。
- (5) 前掲「宗教法人等の行う事業調査報告」、八一頁。

追記 本稿の執筆、またダブリンでの第二十一回国際宗教社会学会での同テーマでの発表準備に当たり、宗務時報掲載の諸データを活用させていただきました。また、特に「宗教法人の行なう事業調査総合報告書」の利用に当たっては、国会図書館所蔵の全文を宗務課の許可のもとに複写入手することができました。文化庁宗務課に厚く感謝いたします。また、資料の所在や統計の解釈に当たっては、國學院大学の石井研士氏に種々貴重な助言をいただきました。ここに深く感謝の

意を表する次第であります。

（なかの つよし・創価大学助教授）